

第5章

市民協働重点プロジェクト

▶5-1 市民協働重点プロジェクトの位置付け

- 5-1-1 市民協働重点プロジェクトの趣旨
- 5-1-2 市民協働重点プロジェクトの共通テーマ
- 5-1-3 市民協働重点プロジェクトの種類
- 5-1-4 市民協働重点プロジェクトの構成
- 5-1-5 市民協働重点プロジェクトの推進

▶5-2 市民協働重点プロジェクトの内容(改訂版)

- 5-2-1 すごいぞ大地と海のめぐみプロジェクト
- 5-2-2 めまづ自然再発見プロジェクト
- 5-2-3 ごみニャーめまづプロジェクト
- 5-2-4 ストップ地球温暖化プロジェクト
- 5-2-5 環境教育推進プロジェクト

5-1 市民協働重点プロジェクトの位置付け

5-1-1 市民協働重点プロジェクトの趣旨

「第4章 取り組みの展開」に示されているように、現在の沼津市には数多くの環境課題があり、その課題解決に向けた取り組みの推進が求められます。このような環境課題を解決するため、本計画では策定段階から、環境基本計画を主体的に推進していく担い手の育成を図り、効果的な推進体制をつくり上げることによって、市民との協働による環境施策の展開を目指しているところです。

本計画では、沼津市の環境課題を市民との協働により解決していくため、特に重要だと考える以下の3つの視点を掲げました。これら3つの視点により、数ある取り組みの中から優先的・重点的に実施する「市民協働重点プロジェクト」を検討し、進めていきます。なお、市民協働重点プロジェクトは各主体の代表で組織する「環境基本計画推進委員会」が中心となり、市、市民、事業者、地域組織、市民団体などが協働で行っていきます。

重要な3つの視点

●地域資源の有効活用で地域活性化につながるプロジェクト

私たちのまわりにある地域資源をうまく活用できるもので、さらに地域活性化につながるようなプロジェクトを目指し、環境と経済の好循環を構築します。

●複合的効果・分野横断的で多様な担い手が関与するプロジェクト

1つの取り組みが複数の効果を生み、さらにいろいろな分野の横断的な取り組みとなるプロジェクトを目指します。また、活動を行うのが市民だけ、市だけ、事業者だけにならないよう、多様な担い手の関与できるプロジェクトとします。

●ハード依存ではなくソフト重視、小さく始めて大きく発展できるプロジェクト

「ハコモノ」などハードウェアに依存するものではなく、取り組みなどのソフトウェアを重視したプロジェクトを目指します。また、最初は小さなことから始めて、次第に大きく発展させていけるようなプロジェクトとします。

5-1-2 市民協働重点プロジェクトの共通テーマ

30年後の長期的目標である望ましい環境像に対して、本計画は最初の10年間の取り組みを示しており、市民協働重点プロジェクトはそれらの取り組みの足がかりになるものです。

そこで、本計画の市民協働重点プロジェクトには以下のような共通テーマを設定し、計画期間の10年間、さらには望ましい環境像の実現へつなげていきます。

共通テーマ

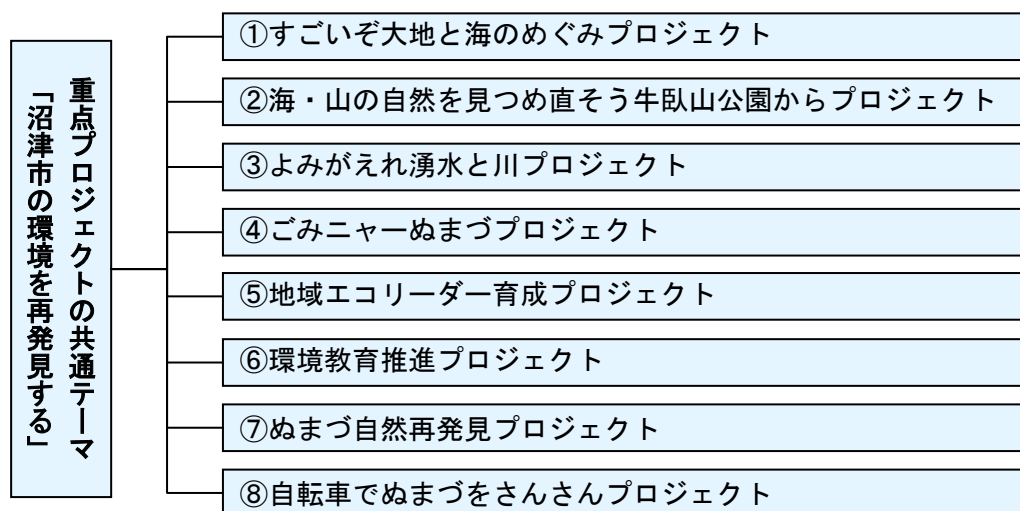
「沼津市の環境を再発見する」

望ましい環境像の実現に向けた最初のステップとして、市民との協働によって沼津市の環境を見つめ直し、再発見するところから始めます。

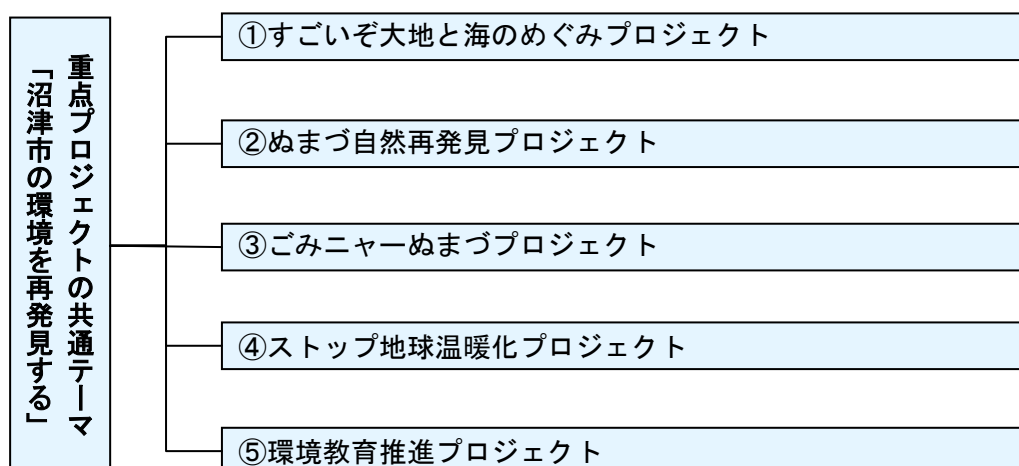
5-1-3 市民協働重点プロジェクトの種類

計画策定当初、8つの市民協働重点プロジェクトがありましたが、策定から5年目を迎え、活動に係る担い手不足により取り組みが進まないもの、検討の結果取り組み内容の変化があったものなどが見えてきたことから、中間見直し（平成27年度）にあたり、プロジェクトを当初予定していたものから以下の5プロジェクトに再構成し、個々の内容について変更しました。個々のプロジェクトの取り組み内容については、環境保全活動に取り組む団体や地域エコリーダーなどによる沼津市環境基本計画中間見直し市民ワークショップ（平成27年8月1日、30日開催）で検討したものです。

<旧プロジェクト>



<新プロジェクト>



5-1-4 市民協働重点プロジェクトの構成

市民協働重点プロジェクトの構成は以下のとおりです。

プロジェクトの概要とねらい	プロジェクトの概要やプロジェクトのねらい・効果などについて示します。
具体的な取り組み内容	どのような内容の取り組みを進めていくかを示します。行政が行うものと、市民・事業者による活動もしくは各主体の協働により行われるものについて、それぞれ想定し、記載しています。今後、各実施が個別に実施している取り組みをリンクさせ、協働の取り組みを増やしていきます。
実施主体	プロジェクトを実施することが想定される主体です。

5-1-5 市民協働重点プロジェクトの推進

市民協働重点プロジェクトは、市民・事業者・NPO等の代表者等及び市の関係各課により構成する「環境基本計画推進委員会」（第6章参照）を中心に推進していきます。環境基本計画推進委員会では、各プロジェクトを具体的に実行するための方策、スケジュールを作成し、市民との協働による取り組みの推進を図ります。

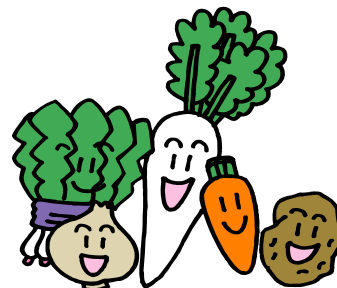
なお、各プロジェクトを実施していく段階で、内容の追加・修正等が必要になった場合は、環境基本計画推進委員会の決定により、柔軟に対応していくこととします。

5-2 市民協働重点プロジェクトの内容(改訂版)

5-2-1 すごいぞ大地と海のめぐみプロジェクト

▶プロジェクトの概要とねらい

地産地消や旬産旬消の推進、沼津市の農林漁業を知る機会の創出などにより、沼津の恵みである森と農地と海の環境を守ります。これにより、地域振興を図り、さらには第一次産業の振興へとつなげます。



▶具体的な取り組み内容

(1) 地産地消の推進

《行政による取り組み》

- ◇学校給食へ地元食材を積極的に導入する
- ◇食育講座や農林漁業体験講座などを実施する

《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》

- ◇「ぬまづのめぐみマップ」づくりをする
(地元食材を見直し、内外へのPRのための品目集、営農地マップづくりを行う)
- ◇地元食材の利用を促進するための啓発を行う
- ◇産直市や水産祭など、地元食材を活かしたイベントやコンテストを開催する。
(地元産品での新料理の開発や郷土料理のPR。コンテストなどでは優秀作品のブランド化を検討する)
- ◇収穫から販売までの一体的なシステムを構築する
(地元食材をその場で味わえるような仕組みづくり)

(2) 農林漁業従事者の支援と後継者の育成

《行政による取り組み》

- ◇残留農薬検査に係る補助を実施する
 - ◇漁協青壮年部の漁業活動を支援する
 - ◇農林漁業団体が実施する産直市やイベントへの支援を行う
- 《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》
- ◇現営農者や新規営農を考えている方に対する勉強会を開催する
 - ◇海についての勉強会を開催する
(海の生き物や生態系を学び守る活動をする、海のレジャーと漁業の実態・マナーを学ぶ)
 - ◇山についての勉強会を開催する
(森林認証を受けた森を知る勉強会、植樹イベント、間伐材の利用方法の学習、山菜採りなどの体験学習、生物多様性に適応した森林づくりの推進)
 - ◇農についての勉強会を開催する
(地産地消の現場めぐり、市民農園開設による農業体験など)
 - ◇エコファーマーの周知を行う
(無農薬・減農薬等で体にやさしい食材を作る地域のエコファーマーを広く消費者に周知し、エコ産品の購入を促すとともに、エコファーマーの登録数の拡大を目指す)

(3) その他地域資源の活用と外部へのPR

《行政による取り組み》

◇市有林・民有林の保全・管理

《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》

◇竹林や松林を活かしたイベントの開催

（タケノコ狩りや竹炭づくり、松林の景観を楽しむイベントなど）

◇塩づくり体験の実施

◇グリーン&ブルーツーリズムのプランをつくる

（地場産品を使うレストラン・民宿・旅館などを巻き込み、体験型のプランを作る。旅行会社などと連携し、海外からの観光客・都会の子どもたちへのPRを行う。）

▶実施主体

推進委員会	◇リーダーとして推進体制を構築し、プロジェクトを推進する
行政	◇プロジェクトに係る行政施策を実施する ◇イベント等の実施に対し、関連補助金等各種行政手続きの情報提供及び協力を行う ◇各実施主体間の調整を行う ◇実施されるイベント等について市民に周知を図り、参加を促す
市民（個人）	◇実施されるイベントや勉強会等へ参加する ◇地元食材を積極的に活用する
地域組織	◇実施されるイベント等について地域住民に周知を図り、参加を促す
事業者	◇イベントや勉強会の企画・運営・発信を行う ◇他団体等が企画したイベント等に対し、講師の派遣など、運営に協力する ◇実施されるイベント等について関係者に周知を図り、参加を促す
市民団体	◇イベントや勉強会の企画・運営・発信を行う ◇実施されるイベント等について周知を図り、参加を促す

5-2-2 めまづ自然再発見プロジェクト

▶プロジェクトの概要とねらい

沼津の自然環境・生態系を題材にした自然体験活動や環境学習を積極的に推進し、地域の自然をより身近なものとして意識するとともに、自然保護への関心や郷土への愛着が深まるよう促します。



▶具体的な取り組み内容

(1) 自然資源の保護

《行政による取り組み》

◇雑草取り・ごみ拾い・定期的な下刈りを行う

◇有害鳥獣の捕獲等により安全性を確保する

◇不法投棄や動物遺棄等防止のための看板等を設置する

◇自然資源の活用のための施設整備・保全を行う

《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》

◇ハマユウなどの自生植物の保全・育成や、歴史遺産の保護について啓発を行う

第5章 市民協働重点プロジェクト（中間見直し案）

- ◇ホテルなどの野生生物の保全活動（環境整備等）を行う
- ◇山・川・海等での清掃活動（雑草取り・ごみ拾い等）を行う
- ◇川等での水の浄化実験を行う

(2) 自然体験学習の推進

《行政による取り組み》

- ◇自然体験施設などを利用した自然体験講座や自然観察会を開催する
 - ◇河川の水質や水生生物、周辺環境などを調査する
- 《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》
- ◇子どもを対象としたネイチャーゲームや自然観察などを通じての自然体験講座を開催する（野草を食べる会、植物観察会、野鳥観察会、ホテル観察会・海洋生物観察会などを開催する）
 - ◇郷土史家や専門家による講演や調査活動を通じて沼津の環境史を学ぶ学習会などを開催する

(3) 地域資源の理解の促進

《行政による取り組み》

- ◇「ぬまづの宝 100 選」など、地域資源の PR を行う
- 《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》
- ◇浮島湧水調査結果を記した冊子「浮島の湧水」などを用いて、湧水の PR を行うと共に、地域資源としての活用方法を検討する
 - ◇地域の子どもの対象とした、地域の自然資源を活かしたイベント（水生生物観察会や清掃活動など）を開催する
 - ◇子どもから高齢者まで幅広い層の住民を集めて地域の自然環境についての意見交換会を行う
 - ◇「ぬまづの宝 100 選」などを活かした地域資源見学ツアーなどを開催する

(4) 自然体験学習講師の育成

《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》

- ◇高校生以上を対象とした、自然環境についての専門的な知識を身につけるための講座を開催する
- ◇地域住民を対象とし、環境ガイドの養成を行う
- ◇上記で要請した講師やガイドをを自然体験学習イベントやツアーに活用する

▶実施主体

推進委員会	◇リーダーとして推進体制を構築し、プロジェクトを推進する
行政	◇プロジェクトに係る行政施策を実施する ◇イベント等の実施に対し、関連補助金等各種行政手続きの情報提供及び協力を 行う ◇各実施主体間の調整を行う ◇実施されるイベント等について市民に周知を図り、参加を促す
市民（個人）	◇実施されるイベントや勉強会等へ参加する
地域組織	◇実施されるイベント等について地域住民に周知を図り、参加を促す
事業者	◇イベントや勉強会の企画・運営・発信を行う ◇他団体等が企画したイベント等に対し、講師の派遣など、運営に協力する ◇実施されるイベント等について関係者に周知を図り、参加を促す

市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ◇イベントや勉強会の企画・運営・発信を行う ◇実施されるイベント等について周知を図り、参加を促す
-------------	---

5-2-3 ごみニャーぬまづプロジェクト

▶プロジェクトの概要とねらい

ごみの実態についての調査や周知、クリーン作戦等に因る活動の共有の実施、看板やポスターなどによる啓発活動などを通じて、住む人も来訪者にも心地よい、清潔できれいなまちを維持管理します。

※プロジェクト名については、沼津方言「無い=ニャー」を語源とする



▶具体的な取り組み内容

(1) クリーン作戦（市内クリーン活動の育成、普及、活性化）

《行政による取り組み》

- ◇市民一斉クリーン週間及び一斉清掃の日を設け、実施する
 - ◇海岸一斉清掃の日を設け、実施する
 - ◇所管施設及び所管区域における定期清掃を実施する
- 《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》
- ◇市民による清掃活動を市が支援する取り組みの実施（「住みよい沼津を作る市民運動実践活動」や「ぬまづまちピカ応援隊制度」）
 - ◇河川の浚渫や海岸の清掃活動を行う
 - ◇団体や個人による清掃活動の予定などを様々な媒体で発信し、情報交換の場づくりを行う（活動への参加の啓発や、活動場所や時期の重複を避けることを目的とする）
 - ◇スポーツ GOMI 拾い大会や一斉清掃イベントなどを開催する（楽しみながら清掃活動を行う中でごみの実態を知る機会とする）
 - ◇ポイ捨てごみ実態調査を実施し、調査結果等を公開する（まちなかのポイ捨てごみについての情報を発信し、意識啓発を図る。調査結果に基づき重点地域で看板の設置を行うなど。）
 - ◇放課後児童クラブや高齢者教室等でごみの実態について講座を実施する
 - ◇地域のごみ写真展を開催する
 - ◇「花いっぱい運動」など、学校や地域などと連携した植栽の普及活動（苗や花の配付やコンクールなど）を実施する
 - ◇ポイ捨て予防標語の募集、ポスターコンクールを開催する

(2) 分別・リサイクルの推進

《行政による取り組み》

- ◇「ごみの出し方便利帳」や「アース・キッズ」、「出前講座」などにより、ごみの分別方法について周知を行う
- ◇「ぬまづ環境市民大学ごみ講座」や施設見学会などでごみのリサイクルに関する啓発を行う
- ◇廃食油回収拠点や小型家電リサイクルボックスを増やす
- ◇生ごみ処理を行うダンボールコンポストの普及に向けた取り組みを行う
- ◇不用品活用バンクを周知・運営する
- ◇フリーマーケットフェスティバルや不用品交換会を開催する

第5章 市民協働重点プロジェクト（中間見直し案）

《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》

- ◇ごみ講座などの修了者を中心としてごみ分別についての指導・周知を行う
- ◇子ども会を中心として廃品回収や古紙回収を行う
- ◇小紙片のリサイクルなどの啓発を行う
- ◇リサイクルについてのビデオ教材の作成及び収集を行う
- ◇常設のリサイクルボックスを設置・管理する

(3) ごみを出さない工夫

《行政による取り組み》

- ◇ぬまづエココツアクションなどで無駄をなくすコツを周知する
- ◇3キリ運動（使い切り・食べ切り・水切り）を実施する

《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》

- ◇マイバッグ・マイ箸・マイコップ・マイボトル運動などの啓発活動を実施する
- ◇冷蔵庫の中の見える化を図るための啓発グッズ(チェック表)などを作成し周知する

(4) まちをきれいにする条例の改正の検討

《行政による取り組み》

- ◇重点地区（罰則付き）の検討を行う
- ◇重点地区設定及び条例改正を検討する

▶実施主体

推進委員会	◇リーダーとして推進体制を構築し、プロジェクトを推進する
行政	◇プロジェクトに係る行政施策を実施する ◇条例の検討 ◇イベント等の実施に対し、関連補助金等各種行政手続きの情報提供及び協力を行う ◇各実施主体間の調整を行う ◇啓発グッズやチラシなどの企画に対し、情報提供を行う ◇実施されるイベント等について市民に周知を図り、参加を促す
市民（個人）	◇実施されるイベントや勉強会等へ参加する ◇家庭活動における省資源化、ごみの減量に努める
地域組織	◇実施されるイベント等について地域住民に周知を図り、参加を促す ◇グッズや企画を利用し、地域での学習会を企画・実施する
事業者	◇他団体等が企画したイベント等に対し、講師の派遣など、運営に協力する ◇実施されるイベント等について関係者に周知を図り、参加を促す
市民団体	◇啓発グッズやチラシなどの企画・発信を行う ◇イベントや勉強会の企画・運営・発信を行う ◇実施されるイベント等について周知を図り、参加を促す

5-2-4 ストップ地球温暖化プロジェクト

▶プロジェクトの概要とねらい

地球温暖化に対し、市民、事業者、地域、行政それぞれの規模でできることから始めます。設備の更新について、費用対効果を周知することで普及促進を図るとともに、個々で出来る省エネ行動の啓発も行っていきます。



▶具体的な取り組み内容

(1) 省エネ行動の啓発

《行政による取り組み》

- ◇ぬまづエココツアクションにより、省エネのコツを周知する
 - ◇ぬまづエコ活動コンテストや地域エコリーダー会議により活動事例を紹介し、活動の輪を広げる
 - ◇アース・キッズなど各種講座により、地球温暖化に関する教育を実施する
 - ◇レンタサイクル事業を実施し、自転車の利用を促進する（再生自転車なども活用する）
 - ◇自転車の利用促進に向け、自転車が利用しやすい道路整備を進めるとともに、JR駅の周辺や地域の中心となるバス停留所などに駐輪場を整備する
 - ◇サイクリングコースを設定し、市内外へのPRを行う
- 《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》
- ◇エコ活動を実施するとともに、コンテストなどへの応募を通し活動内容の周知を行う
 - ◇緑のカーテンを普及させる
 - ◇節電や省エネに関する啓発チラシなどを作成し周知する
 - ◇自転車の利用促進とともに、マナーについての啓発活動を行う

(2) 新エネルギー及び省エネルギー機器の導入・転換

《行政による取り組み》

- ◇太陽光発電システムや省エネ機器に対する補助制度を実施する
 - ◇国や県で実施する省エネ診断を周知する
 - ◇公共施設への再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を行う
 - ◇街路灯のLED化を行う
 - ◇LED化の促進を図るため、地域防犯灯に対する補助事業を実施する
- 《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》
- ◇家庭における照明のLED化、省エネ機器の導入を進める
 - ◇防犯灯や自治会館のLED化、省エネ機器の導入を進める
 - ◇省エネ診断の実施等、地域勉強会を開催する
 - ◇設備更新のための資料・啓発チラシを作成する
 - ◇太陽光・小水力などの自然エネルギーの普及活動を行う（ソーラーシェアリングの体験や各種勉強会の実施など）

▶実施主体

推進委員会	◇リーダーとして推進体制を構築し、プロジェクトを推進する
行政	◇プロジェクトに係る行政施策を実施する ◇イベント等の実施に対し、関連補助金等各種行政手続きの情報提供及び協力を行う

第5章 市民協働重点プロジェクト（中間見直し案）

	<ul style="list-style-type: none"> ◇各実施主体間の調整を行う ◇啓発チラシ作成などの企画に対し、情報提供を行う ◇実施されるイベント等について市民に周知を図り、参加を促す
市民（個人）	<ul style="list-style-type: none"> ◇実施されるイベントや勉強会等へ参加する
地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ◇実施されるイベント等について地域住民に周知を図り、参加を促す ◇グッズや企画を利用し、地域での学習会を企画・実施する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇他団体等が企画したイベント等に対し、講師の派遣など、運営に協力する ◇実施されるイベント等について関係者に周知を図り、参加を促す
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ◇啓発チラシ作成などの企画・発信を行う ◇イベントや勉強会の企画・運営・発信を行う ◇実施されるイベント等について周知を図り、参加を促す

5-2-5 環境教育推進プロジェクト

▶プロジェクトの概要とねらい

自然と人に優しい環境を維持・改善・創造するために、環境講座を実施します。また、環境教育や活動を推進する人材を育成するため、環境教育リーダー養成講座を実施します。養成した環境教育リーダーは学校・自治会等への派遣を行うなど、広い年代層に対して環境教育を行う場を設けます。また、各地区連合会自治会から各1名を任命する「地域エコリーダー」に対し、地域エコリーダー同士の交流やつながりを強化するとともに、活動の環境づくりを行い、市民一人ひとりが身の丈にあった環境活動を地域において楽しみながら実践する「エコのまち沼津」を実現します。



▶具体的な進め方・作業内容

(1) 環境教育の実施及び環境教育の場づくり

《行政による取り組み》

- ◇幼稚園・保育園で子どもたちに環境に興味をもたせるための環境学習を行う
- ◇小・中学校の総合学習や生徒会活動で指導を行う
- ◇自然体験学習や体験講座、アース・キッズなど、各種環境に係る講座やイベントを実施する
- ◇環境教育リーダーの派遣先を開拓し、環境教育の場を確保する

《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》

- ◇ぬまづ環境市民大学(環境基礎講座)を実施する
- ◇自治会の集会などで環境に関する勉強会を行う
- ◇エコ検定やこどもエコ検定の事前講習会などを開催する
(本プロジェクトの素材(リーダー含む)を積極的に活用する)
- ◇放課後児童クラブ等を活用し、環境教育を実施する
- ◇「花いっぱい運動」などで苗や種、花を配布し、環境に触れる場づくりを行う

(2) 環境教育リーダーの養成・教材の開発

《行政による取り組み》

- ◇環境教育リーダーの派遣先を開拓する

第5章 市民協働重点プロジェクト（中間見直し案）

- ◇出前講座を実施する
- ◇まちの識者派遣制度を実施する
- ◇環境教育教材を確保・周知する
 - 《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》
- ◇ぬまづ環境市民大学(環境教育リーダー養成講座)を開講する
- ◇高校生以上を対象とした、自然環境について専門的な知識を身につけるための「自然体験学習講師養成講座」を開催する。
- ◇子ども向け教材(イラスト・マンガ形式など)を作成する

(3) 地域エコリーダー会議の設置と推進

- 《行政による取り組み》
- ◇地域エコリーダー同士の交流を図る拠点づくりとして、「地域エコリーダー会議」として、情報交換やワークショップを開催する
- ◇地域エコリーダーの活動状況を把握しながら、助言や支援を行う
- ◇子どもから大人まで皆が理解できる環境啓発や施策、情報の提供を行う
 - 《市民・事業者による取り組み及び協働の取り組み》
- ◇地域特性に応じ、教材等を活用しながら住民自らが行うエコな取り組みを実施する

▶実施主体

推進委員会	◇リーダーとして推進体制を構築し、プロジェクトを推進する
行政	◇プロジェクトに係る行政施策を実施する ◇イベント等の実施に対し、関連補助金等各種行政手続きの情報提供及び協力を行う ◇各実施主体間の調整を行う ◇教材作成などの企画に対し、情報提供を行う ◇実施されるイベント等について市民に周知を図り、参加を促す
市民（個人）	◇実施されるイベントや勉強会等へ参加する
地域組織	◇実施されるイベント等について地域住民に周知を図り、参加を促す ◇グッズや企画を利用し、地域での学習会を企画・実施する
事業者	◇他団体等が企画したイベント等に対し、講師の派遣など、運営に協力する ◇実施されるイベント等について関係者に周知を図り、参加を促す
市民団体	◇教材作成などの企画・発信を行う ◇イベントや勉強会の企画・運営・発信を行う ◇実施されるイベント等について周知を図り、参加を促す